

公 告

陸上自衛隊北熊本駐屯地
業 務 隊 長

展示即売店業者の募集について

北熊本駐屯地において令和2年度における展示即売店を設置及び経営する業者を次のとおり募集します。

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）、又は、同等の資格を有すること
- (2) 暴力団及びその関係者でないこと。また、暴力団及びその関係者を下請けとして使用しないこと
- (3) 募集要領及び仕様書の記載事項を遵守できること
- (4) 業者説明会に参加できること

2 設置・経営方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可を得ること

3 設置・経営場所

熊本市北区八景水谷2丁目17番1号（陸上自衛隊北熊本駐屯地 厚生センター）

4 募集業種

- (1) 物品販売
 - ア 自衛隊用品
 - イ 衣料品
 - ウ 自動車用品・自転車及びバイク関連用品
 - エ スポーツ用品
 - オ 美容用品
- (2) 食品販売
 - ア 焼きたてパン
 - イ 和・洋菓子
 - ウ 特産品（果物・水産加工物等）

5 募集要領の配布

- (1) 期間：令和元年10月15日（火）午前9時から同月25日（金）午後4時まで
- (2) 場所：熊本市北区八景水谷2丁目17番1号
陸上自衛隊北熊本駐屯地 業務隊厚生科（3号隊舎1階西側）
- (3) 担当：竹島、豊原 電話 096-343-3141（内線3328）

6 業者説明会

- (1) 日時：令和元年10月29日（火）午後2時10分から
- (2) 場所：陸上自衛隊北熊本駐屯地 業務隊会議室

7 その他

細部内容は、募集要領による

募集要領

1 概要

熊本市北区に所在する陸上自衛隊北熊本駐屯地において、職員及び来訪者等の利便性を確保するため、令和2年度における展示即売店の設置及びその経営を行う業者を以下に記載する諸条件に従い公募するもの。

2 募集業種

(1) 物品販売

- ア 自衛隊用品
- イ 衣料品
- ウ 自動車用品・自転車及びバイク関連用品
- エ スポーツ用品
- オ 美容用品

(2) 食品販売

- ア 焼きたてパン
- イ 和・洋菓子
- ウ 特産品（果物・水産加工物など）

3 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 暴力団及びその関係者でないこと。また、暴力団及びその関係者を下請けとして使用しないこと。

4 設置施設の所在地及び名称

熊本市北区八景水谷2丁目17番1号
陸上自衛隊 北熊本駐屯地

【重要】

5 業者説明会

※ 本説明会に参加されない業者の方は、応募を取り消します。

（ただし、平成31年度展示即売会業者に限り不参加でも可。）

- (1) 日時：令和元年10月29日（火）午後2時10分から
- (2) 場所：陸上自衛隊北熊本駐屯地 業務隊会議室
- (3) 携行品：募集要領、仕様書

※ 参加希望者（各業者2名以内）は、令和元年10月28日（月）午後4時までに会社名、氏名をFAXで送信してください。（様式「説明会参加者名簿」）

FAX 096-343-0400 業務隊厚生科 担当：竹島、豊原

6 設置条件

(1) 設置・経営

国有財産法第18条6項に基づく行政財産の使用許可を得ること。

(2) 店舗

厚生センター玄関周辺及び厚生センター談話スペース

1区画を4.0㎡又は9.0㎡とする。

※ 場所の詳細は、展示即売会を開催の都度担当者が指示する。

(3) その他

別添「仕様書」のとおり。

7 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、下記のとおり、①の提出書類を、②の提出先に、③の提出期限までに持参すること。なお、提出された書類は、返却しない。

① 提出書類

- i 申請書 1部(別紙第1)
- ii 企画提案書 1部(別紙第2)

※ 以下の事項について、必ず記載すること。

- ア 主な販売予定商品・販売価格表(付紙第1・2)
- イ 従業員管理(身元管理、健康管理等)及び人員配置
- ウ 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法
- エ 衛生管理方法(清掃・環境整備等含む。)
- オ クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
- カ 防衛省(自衛隊)における営業方針
- キ 会社概要
- ク その他のアピールポイント

- iii 企画提案書付属書類 1部

販売商品カタログ、その他企画提案書の具体的資料等(日本工業規格A4)

- iv その他関係書類 各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。(関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。)

- a. 業務確約書(別紙第3)
- b. 戸籍抄本(法人である業者にあつては、登記簿謄本)
- c. 営業経歴書、財務諸表(直近のもの)
- d. 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書
(個人:その3の2、法人:その3の3)
- e. 会社概要(任意様式、パンフレット可)
- f. 印鑑証明書
- g. 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し
- h. 誓約書(別紙第4)
- i. 役員名簿(別紙第5)

(注) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しを、b、c及びdに定める書類に代えることができる。

② 提出先

熊本市北区八景水谷2丁目17番1号
陸上自衛隊北熊本駐屯地 業務隊厚生科(3号隊舎西側1階)
担当:竹島、豊原
電話 096-343-3141(内線3328)

③ 提出期限

令和元年11月8日(金)午後5時

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ② 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- ③ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- ⑤ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

提出書類の変更（修正、差替え、削除、追加）を禁止する。

8 選考について

(1) 方法

書類選考による総合的審査（業者数等も考慮）の上、決定する。

(2) 結果

審査後、速やかに文書により通知する。

9 決定業者説明会

(1) 実施時期等別途通知

(2) 提出書類

決定された業者は下記のとおり、①の書類を、②の提出先に、③の提出期限までに持参すること。

① 提出書類

国有財産使用許可申請書（別途通知）

② 提出先

申請書等の提出に同じ

③ 提出期限

（別途通知）

10 その他

諸事情により、出店をお断りする日がありますので、予めご了承願います。

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
北熊本駐屯地業務隊長 殿

郵便番号

本社(店)所在地

商号又は名称(フリガナ)

代表者の氏名(フリガナ) ⑩

法人・個人の別 (法人 ・ 個人)

担当者氏名(フリガナ)

電話番号

F A X

担当者携帯番号

熊本市北区八景水谷 2 丁目 1 7 番 1 号に所在する陸上自衛隊北熊本駐屯地において、展示即売店を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

希望する業種	備 考

(記載例)

希望する業種	備 考
物品販売 (焼きたてパン)	

※ 1 店舗毎につき 1 枚提出してください。

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

企画提案書（2枚以内）

応募業種：

会社名：

ア 主な販売予定商品・販売価格表（付紙）

イ 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置（200字以内）

ウ 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法（200字以内）

エ 衛生管理方法（清掃・環境整備等含む。）（200字以内）

オ クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法（200字以内）

カ 防衛省（自衛隊）における営業方針（200字以内）

キ 会社概要

- (1) 本社(店)所在地：
- (2) 設立年月日：
- (3) 資本金：
- (4) 社員数：
- (5) 店舗数：
- (6) 売上高：

ク その他のアピールポイント（200字以内）

業務確約書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
北熊本駐屯地業務隊長 殿

「陸上自衛隊北熊本駐屯地における展示即売店の設置及び経営の業務」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約いたします。

本社(店)所在地

(フリガナ)

商号及び名称

(フリガナ)

代表者の氏名

印

法人・個人の別 (法人 ・ 個人)

(フリガナ)

担当者氏名

電話番号

F A X

※商号、代表者及び担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

誓約書

□ 当社（私）は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国又は防衛省共済組合北熊本支部が警察当局へ情報提供することに同意します。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管

国有財産部局長

熊本防衛支局長

殿

（北熊本駐屯地業務隊長経由）

住所又は所在地

氏名又は名称

印

仕 様 書

1 業務件名

陸上自衛隊北熊本駐屯地における展示即売店の出店

2 業務内容

展示即売店の設置及び経営

3 出店相手方の決定

本業務を行う者は、陸上自衛隊北熊本駐屯地業務隊長（以下、「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、展示即売店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、防衛省所管国有財産部局熊本防衛支局長（以下、「乙」という。）が下す。
- (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は内容を変更することがある。
 - ① 国が当該財産を使用するとき。
 - ② 国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により、使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

5 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。
- (5) 暴力団及びその関係者でないこと。また、暴力団及びその関係者を下請けとして使用しないこと。

6 国有財産使用料

丙は、乙に展示即売店の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

※光熱水料費は別途徴収とする。

なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納すること。

7 出店期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

上記の期間のうち、甲と丙が協議して決定した日とする。

8 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

9 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

10 管理責任

(1) 丙は、自らの責任において展示即売店を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

(2) 丙は、従事員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

11 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること。

12 情報保全の遵守

(1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報及び施設内やそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

(2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

13 損害賠償

丙は、債務不履行の場合や情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

14 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、事前に甲及び乙に通知し、甲及び乙の指示に従い解除することができる。

15 業務仕様

(1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。

(2) 本業務の遂行に当たっては、甲等の指示に従うこと。

- (3) 展示即売店の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、甲等の指示に従うこと。
- (4) 丙は、本業務に要する光熱水料のほか、利用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (5) 販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、甲等の指示に可能な限り従うものとする。
- (6) 営業許可が必要な商品を取り扱う場合に、丙は、営業許可を取得した後、販売すること。
- (7) 丙は、商品の瑕疵等について、利用者又は甲等からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (8) 丙は、各日の設置場所及び周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (9) 丙は、売上金額を翌月 10 日までに、また会計年度における本業務に関する収支計算書を翌年 5 月末日までに甲等に提出すること。
- (10) 丙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写し））、その他甲等の指示する書類を甲に提出しなければならない。
- (11) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲及び丙の間で協議する。

16 仕様の細部

仕様の細部は、仕様書（その 2）のとおり

仕 様 書 (その2)

1 募集業種

(1) 物品販売

- ア 自衛隊用品
- イ 衣料品
- ウ 自動車用品・自転車及びバイク関連用品
- エ スポーツ用品
- オ 美容用品

(2) 食品販売

- ア 焼きたてパン
- イ 和・洋菓子
- ウ 特産品（果物・水産加工物など）

2 設置場所

厚生センター玄関周辺及び厚生センター談話スペース
1区画を4.0㎡又は9.0㎡とする。

3 国有財産使用料

設置する面積に応じた国有財産使用料を支払うこととする。

なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納すること。

※ 光熱水料は、別途徴収する。

4 営業日

令和2年4月1日～令和3年3月31日

上記の期間のうち、甲と丙が協議して決定した日とする。

5 営業時間

原則として、1000～1800までとし、それ以外は、別途協議とする。

6 その他の営業条件

- (1) 本業務において発生したごみ等は必ず持ち帰るものとする。
- (2) 緊急時や国が行う行事等が発生した場合は出店を停止する。